

第 6 回居住と税制のあり方に関する検討会

日時：令和 8 年 7 月 10 日

会場：神戸市役所 1 号館 14 階大会議室

開会 午後 2 時 00 分

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 6 回居住と税制のあり方に関する検討会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、2 名の委員がオンラインでの御出席となります。

本検討会は、公開で開催しますが、傍聴の方は撮影及び録音を御遠慮ください。

また、記者の皆様におかれましては、議事進行の都合上、次第 2（1）「事務局報告」以降は、撮影を御遠慮くださいますようお願い申し上げます。

録音については許可いたしますが、外部への公表、提供はお控えください。御協力をお願いいたします。

なお、閉会後に記者の皆様対象の質疑応答の場を設ける予定としております。

それでは、会長、進行をよろしくをお願いいたします。

○会長 はい。それでは、進行を進めさせていただきます。

本日の次第ですが、資料 1 を御覧ください。まず、事務局より事務局報告、第 1 回から第 5 回検討会の振り返りを説明いただき、次いで、答申案について議論し、本日の 16 時をめぐりに会議を終了する予定です。

では、次第に沿って、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、事務局報告をさせていただきます。記者の皆様におかれましては、以降、撮影は御遠慮くださいますようお願い申し上げます。

では、資料 2、パワーポイントの 3 ページを御覧ください。第 5 回検討会にて、住

民票を置かない所有者に対して、その所有目的や物件の管理状況などについて、アンケート調査を実施することとなりましたので、調査結果を報告させていただきます。

まず、実施したアンケート調査の概要を説明いたします。本調査は、神戸市中央区の都心機能誘導地区内を対象として実施いたしました。登記情報において、家屋の所在地と所有者の住所地・所在地が異なるマンション等の集合住宅のうち、個人所有物件1,000件及び法人所有物件1,000件、合計2,000件を対象に、所有物件の利用状況等についてウェブにより回答していただく方法で調査を行いました。

調査結果の考察としては、多くの用途は賃貸や親族の居住など、基本的には住民票の有無で把握できるものであるということ、検討会で議論のあったセカンドハウスとしての用途利用は必ずしも多くないこと、が分かりました。なお、今回の調査については、アンケートの回答率が2割程度に留まっていることから、回答割合については、あくまで参考データとして扱う必要がある点に御留意ください。アンケート調査の集計結果につきましては、資料2の4ページに記載しております。

以上、報告を終了いたします。何か、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、次に進ませていただきます。

では、第1回検討会から第5回検討会までの振り返りについて、説明いたします。まず、5ページ及び6ページの第1回検討会から第4回検討会までにつきましては、前回と同じ内容となりますので、説明を割愛させていただきます。

パワーポイントの7ページを御覧ください。7ページから10ページは、第5回検討会で会長から示された試案についてまとめたものです。こちらについて、大まかに説明していきたいと思います。

まずは7ページの会長試案の概要を説明します。税制の主たる目的、対象とすべき物件、目的の実現を図るべき地域、課税すべきでないケース、の4つの論点を踏まえて、会長試案を示していただきました。8ページ以降、これについて詳細を書いています。

まずは、8ページの税制の主たる目的についてです。目的としては、住宅ストックの利活用促進を通じて、ひいては建物適正管理に資するという方向性も併せて目指すのが望ましいのではないかとお示しいただきました。

次に9ページの対象物件と納税義務者についてです。対象物件については、目的との整合性から、都心にある区分所有家屋の非居住住宅とし、納税義務者については、対象物件の所有者とすることとお示しいただきました。

次に、10ページを御覧ください。課税すべきでないケースと税額の算出方法です。課税すべきでないケースについては、京都市非居住住宅利活用促進税を参考とし、京都市とほぼ同様のものを採用するのが適切ではないかとお示しいただきました。税額の算出方法についても、京都市の事例を参考としつつ、①資産価値を反映する方法、②立地条件を反映する方法、③資産価値にかかわらず一律の負担を求める方法、があるのではないかとこの案が示されました。

次の11ページが第5回検討会の総括になります。会長試案について、委員の皆様にご議論していただいたうえ、大きな方向性として、目的の実現を図るべき地域を都心機能誘導地区、対象とするべき物件を区分所有家屋、を基本に答申案をまとめていくことで、同意を得られているという認識のもと、今回の検討会で会長から答申案を提示していただくこととなりました。

12ページから15ページは、京都市非居住住宅利活用促進税の概要ですので、適宜御参照いただければと存じます。

以上、事務局からの報告を終わります。では、会長、進行のほどよろしくお願いいたしますします。

○会長 はい。それでは、資料の3及び4について、説明いたします。

資料3については、表題が居住と税制のあり方に関する検討会答申案、括弧をして概要版と書いているように、これまでの検討結果を税制度として考えるうえで必要な項目ごとに整理し、概要として示した資料です。

次に、資料４、居住と税制のあり方に関する検討会答申案ですが、本検討会の経緯から検討結果に至るまでを、第１章から第５章に章立てでまとめたものです。

まず、事務局から答申案の第１章から第３章について説明をお願いいたします。その後、結論部分である第４章と第５章について、主として概要版を用いて、私のほうから説明するといった進行としたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 承知しました。

まず、答申案の本文の構成について、目次に沿って説明します。表紙をめくっていただき、２枚目から４枚目の目次を御覧ください。はじめに、第１章から第５章、おわりに、資料編、の構成となっています。会長から御説明があったとおり、事務局からは第１章から第３章までを章立てで説明させていただきます。

それでは、答申案の３ページから６ページの第１章を御覧ください。本章では、本検討会がどのような経緯で設置され、どのような問題意識のもとで検討が行われてきたのか、全体像を整理しています。まず、「１ 諮問の概要」では、市長から本検討会に対して、どのような内容が諮問されたのか、これはタワーマンションを念頭に、空き部屋に対する課税のあり方について検討を求められていることを示しています。

次に、「２ 諮問の背景」では、今回の諮問に至った背景を整理しており、神戸市のまちづくり方針、都心機能誘導地区の取組、有識者会議での提言、そして近年の投資目的の所有などの動向について、順に説明しています。

最後の、「３ 検討経緯」では、本検討会がどのような議論を進めてきたのかを、開催日と共に示しています。本章は、後ろの検討内容の前提を示している章となっています。

続いて、７ページから２６ページの第２章について御説明いたします。本章では、神戸市のまちづくりの枠組みを踏まえた上で、タワーマンションを中心とした居住の実

態について、データやヒアリングに基づき整理しています。

まず、「1 神戸市のまちづくり政策の体系」では、神戸市が取り組む3つの再生を詳しく述べることで、都心と郊外の役割分担について説明しています。

次の、「2 タワーマンションの立地・居住者・所有者特性」では、市内におけるタワーマンションの立地の変化や、階層ごとの居住者、所有者の特徴について整理しています。

続く「3 区分所有家屋における非居住の実態」では、非居住の割合や階層ごとの分析、さらに水道使用量なども用いた分析により、非居住の実態をデータ面から示しています。

「4 神戸市における都心の特徴」では、地価や建物分譲価格、人口動態等の比較を行い、非居住の割合と合わせて、神戸市の都心は他地域と異なる状況にあることを示しています。

「5 マンション管理に関する制度と現状」では、神戸市の取組や近年の法改正の状況など、管理面の制度環境について説明しています。

「6 関係団体に対するヒアリング及びアンケート結果」では、関係団体からの意見として、マンション管理や市場の実態に関する指摘を整理しています。

最後の「7 国内外の先行事例」では、神戸市や海外の空室及び空き家税の事例を取り上げ、本検討の参考となる制度を紹介しています。本章は、データやその分析を中心に、神戸市の現状や参考となる先行事例を示す章となっています。

続いて、27ページから28ページの第3章について御説明いたします。本章では、第2章で整理した現状を踏まえて、本検討会として認識した課題を整理しています。

まず、「1 有識者会議報告書において示された課題」では、今回の検討の出発点となった有識者会議の課題認識を再整理しています。

次の、「2 本検討会における課題の精査」では、本検討会として改めて課題を見直し、都心の住宅ストックが活用されてない事実、投資・法人所有の動向、非居住家屋

増加のマンション管理への影響といった観点で整理をしています。

続く「３税制のあり方を検討する上での主要論点」では、これらの課題を踏まえて、税制を検討する場合の主要論点として、目的、対象物件、対象地域、課税対象外の考え方の４点を整理していただきました。本章は、現状からどのような問題点を抽出したのか、税制度を検討する上で、方向性を示す章となっています。

次に、第４章は、この答申案の中心である税制のあり方について記述しております。

第５章は、第４章の結論をまとめたものです。ここから抜き出した制度設計の概観が、答申案の概要版の中心です。

このような関係から、第４章と第５章については、答申案の概要版を用いて説明することができます。そして、ここから先は答申案の中心であることから、会長から説明いただきたいと考えております。

答申案の本文について、事務局からの説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、私から資料３の答申案の概要について、資料中央の表の項目を、上から順に説明させていただきます。後ほど、委員の皆様から御意見を頂戴する時間を設けていますので、各委員におかれましては、その際御意見あるいは御感想等を頂戴できればと考えております。

まずは「税制の種別」ですが、法定外普通税としております。

次に「主たる目的」ですが、都心における住宅ストックの利活用促進とし、副次的に居住する所有者・居住者を増やすことを通じた区分所有家屋の適正管理への寄与としています。

「対象物件」ですが、対象物件を区分所有家屋に限定する理由は、空家特措法による行政関与の枠組みが事実上限定的であること、区分所有家屋が管理組合等により一定の管理がされており、賃貸または売却による利活用の可能性が戸建てに比べて高いこと、です。

一方、戸建てを対象物件としない理由は、空家特措法による行政関与の枠組みが既に存在していること、区分所有家屋と比べて管理状況や接道などの個別の事情から、借手・買手が見つかりにくい場合が多いと想定されることから、本制度の空室利活用促進という主たる目的との整合を考慮して、ということです。

以上から、区分所有家屋に限定するという考えです。区分所有家屋の定義としては、マンション管理適正化法に定めるマンションである区分所有建物を指すものとしています。いわゆる、タワーマンションについては、明確なタワーマンションの定義が存在するとは言い難い状況であり、空室利活用促進という目的を踏まえると、タワーマンションに限定するのではなく、区分所有家屋全般を対象とすることが適当と言えます。

次に「対象地域」ですが、都心機能誘導地区を念頭に置いた、都心限定とします。具体的な範囲の確定は、条例化する場合には神戸市が整理することとしています。都心機能誘導地区では、非居住割合、人口動態、社会増、及び分譲価格の上昇傾向等から、強い住宅需要の中で住宅ストックが活用されていない状況が顕著です。空室利活用促進という政策目的に照らせば、地区内の住宅ストックに対して働きかけることが適当だと考えます。

次に「納税義務者」ですが、課税物件の所有者としています。

「課税客体」ですが、生活の本拠の有無を基本とし、住民票をはじめとする文書調査、現地調査等により把握することとしました。セカンドハウス、2地域居住等に関しては、補完指標として水道使用量を用いて課税免除とすることを検討会で議論しましたが、水道使用量は用いないこととしました。理由としては、水道使用量が家族構成、使用形態によるばらつきが大きい上に、管理会社等が管理の一環として水道を使用する可能性もあることから、居住の有無や日数を示すものではないと考えたからです。

次に「課税すべきでないケース」ですが、京都市の例を参考に、神戸市の実情を反

映して整理することが適当としております。

「課税標準と税率」ですが、既存の制度ならば京都市の方式、すなわち家屋価値割と立地床面積割、あるいはその組合せ、が参考となりますが、神戸市の特徴を反映できる方式を含めて、過重な負担とならず政策効果が発揮される水準で検討が必要としております。

次に「税収の使途」ですが、いろいろ御意見をいただきましたが、法定外普通税であれば、その使途を限定しないものですので、このように記載しています。

次に「制度の見直し」ですが、施行後5年程度をめぐって、社会経済情勢の変化を踏まえて見直しすることとしています。京都市非居住住宅利活用促進税も、条例の施行後5年ごとに検証を行い、必要な措置を講じる旨の規定があることから、神戸市においても同様に施行後の見直しを行うことが適当であると考えています。

最後に、本答申は、政策税制としての制度設計を行う場合の基本的方向性を示すものであり、その執行に必要な事務的、あるいは技術的な詳細の多くは、神戸市が条例化の過程でさらに整理することを前提としております。また、制度が導入された際は、施行までの十分な期間を設け、関係者への丁寧な周知を行うことが必要と考えております。

以上、答申案の概要について説明させていただきました。

それでは、今、説明をさせていただきました答申案の概要を中心として、これまでの検討会でもお願いをしてまいりましたように、委員の皆様から、順に御意見や御感想等を頂戴できればと思っております。特に今回の答申案として現時点でまとまっているものを中心にお話し願えるとありがたいと考えております。まず、フロアの委員から御発言をお願いし、その後オンラインの委員に御発言をお願いしたいと思っております。

それでは、最初に委員からお願いできますでしょうか。

○委員 はい。今回の答申案でございますが、これまでの検討会での議論に沿った

取りまとめになっていると思いますので、私としては、これで結構ではないかと思っております。

これに関連して、昨日、大阪の寝屋川市で空き家税の条例が可決されたということで、報道ベースですが、対象区域は市街化区域といった限定はなく市域全域で6,000戸強が対象になるようです。課税標準などは、報道から推察すると、京都市と同じような方式で固定資産税の35%ぐらいという水準のようです。また、寝屋川市は令和11年度からスタートしたいというように報道されております。京都市についてはこの検討会でも紹介があったとおりですが、法定外税は地域で違う点があるということです。法定外税は、地域の実情に沿ったやり方で、地域で考えて取り組むべきものです。神戸市の場合は過去の検討経緯や、神戸市が置かれている状況、あるいはまちづくりの方向を考えれば、神戸市で空き家、空き部屋税を組み立てるとすると、今回の取りまとめが適切ではないかと思います。

さらに付け加えますと、答申案の39ページに「施行までの十分な期間を設け、関係者への丁寧な周知を行うことが必要である。」と記載されております。私も拙速ではない方がよいと考えています。

また、課税標準・税率は、概要では「過重な負担とならず政策効果が発揮される水準で検討」とあり、このとおりだと思いますが、他の地域での負担の水準もありますので、これらも目安にしながら、御検討いただければと思います。

法定税であれば、固定資産税、個人住民税など、制度がどうなっているかと聞かれれば、地方税法で決まっておりますと言えは済むわけですけど、法定外税の場合は、総務大臣の同意といった関与はもちろんありますが、説明責任は全て地方団体が負います。地方税法で決まっていますとは絶対に言えないということを肝に銘じて、取組を進めていただきたい。以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

続きまして、委員お願いいたします。

○委員 はい。よろしくお願いします。

私も、内容については特段ないです。過去に、検討の段階で発言をたくさんさせていただいていますので、十分に申し上げた上で盛り込んでいただいています。ありがとうございます。

幾つか意見を述べさせていただきますと、私も再三、検討会で神戸らしさ、神戸らしさと申し上げてきました。事務的、技術的な詳細は京都市や寝屋川市を参考にしながらこれから詰めていただくことになりますが、神戸市のための税制ですから、神戸らしさを追及して、特に、今後の神戸のまちづくりを十分に念頭に入れながら、詳細を決めていただければと思います。

また、制度の開始時期のお話で、これから条例の検討など、まだまだ詰めることがたくさんあると思うので、十分に練っていただくことが重要だと思います。施行まで十分な時間を取り、議員の皆さんと、何よりも市民の皆さんに納得がいくように、丁寧な説明をして、理解を十分得られた上で、実行していただければと思います。

それから、施行後5年をめどに見直すということはとてもよいことだと思うのですが、たとえば現在ですと、石油エネルギーや円安、物価高の問題などに直面しています。社会情勢、特に世界の情勢が頻繁に変化しているので、今後も神戸市を取り巻く状況も変わってくるかと思います。適宜、適切に見直していただきたいと思います。

あと、法定外普通税としての新税であり、当初の目的である住宅ストックの利活用促進がうまくいくようになれば、そもそもこの制度は要らなくなるわけです。そうなることが一番のゴールなので、それを願っていきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、委員お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

私も、これまで議論をして発言した内容が盛り込まれていますので、特段これとい

ったものはないですが、文言で気になったところを御指摘させていただいて、あとは会長、事務局で御検討いただければと思います。

まず、資料の27ページ「課題の整理」というところの「2（2）投資・セカンドハウス・外国人取得をめぐる動向」のところで、外国人投資家の話を書いてありますが、3行目以降「またディベロッパーへのヒアリングからも、投資や節税対策が主要な購入動機として指摘されている。」というところで、神戸は外国の方が増えている傾向があるというふうに書かれていますが、国外、外国人ばかりではなく、むしろ国内の個人や法人による投資層など、そういった方々のほうが多いので、「国内の個人、法人による」等、国内も意識した文言に変えたほうがいいのではないかと。あくまで、これはコメントです。

2点目ですが、資料3、概要版の「主たる目的」で、基本的には都心における住宅ストックの利活用促進ということですが、「副次的に、居住する所有者・居住者を増やすことを通じた区分所有家屋の適正管理への寄与」書かれているところ、「適正管理」というより、28ページにある「マンションの管理運営の円滑化」という書きぶりのほうがしっくりくる。居住者を増やすことによって意思疎通を図り、共助の関係がとりやすいなど、マンションの管理運営の円滑化に寄与する可能性がある、くらいの書きぶりのほうがいいのではないかという、これもコメントですので、このままでも構いません。29ページの「（2）政策実現目的における2つの方向性」にも「適正管理」という言葉が使われているので、併せて御検討いただければと思いました。

次に、30ページ「なお、神戸ならではの事情として、阪神・淡路大震災の経験を踏まえば、災害時の初期消火、救護及び避難における共助の重要性は大きい」との記載について。共助というのは、実際に住んでいる方がいるからこそ、発災後すぐに火を消したり、みんなで被害を拡大しないように動いたり、お年寄りの方を助けていく、という話があるので、共助の前に「居住者同士による」なども付け加えたほうが分かりやすいように思いました。これも、文言はお任せいたします。

最後に感想ですが、戸建は空家特措法などの動きがありますが、京都市も寝屋川市もマンションの空室が対象に入っているということ、つまり、マンションが空いている状態に対して法律上の手立てがないということが、基礎自治体にとって問題があるだろうと。それに対し、課税という手法を使って所有者に行動変容を促し、なるべく使っていただき、住みたいと思っている人に住宅を活用していただくための政策だと思っています。神戸市は市域が広い中、都心は5戸に1戸ほどは住民票がないという、非居住が突出して進んでいるので、政策税制としての空室税のようなものは、本当に検討していただきたいと思いますが、皆様もおっしゃったように理解をしていただかないといけないので、今後、丁寧な議論と理解を深めるためのプロセスを踏んでいただきたいと思いました。以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインの委員にお願いしたいと思っております。

委員お願いできますか。

○委員 私も、各委員がおっしゃったことにおおむね同感です。

概要版について1点、形式的なことですが申し上げたいと思います。「課税客体」で、「非居住住宅」という言葉を入れたほうがより明確ではないかと。「住民票を始めとする文書調査、現地調査等により非居住住宅を把握する」というように記載されたほうが、概要版のみ御覧になる方もいらっしゃると思いますので、その点お願いできればと存じます。

以上です。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員お願いいたします。

○委員 発言の機会をありがとうございます。

私も、各委員のおっしゃるように、今までの議論を踏まえて、大変適切なものが、最終的に案として仕上がっているのではないかと思います。非常に限られたスペース

で求められる都心居住を適切に進めていくということの必要性、あるいは区分所有建物の適正な管理の推進という意味からも、非常に重要な考え方だと思います。対象を区分所有の建物、いわゆるマンション管理適正化法でいうマンションにするというのは、適切な定義であると思います。

1点だけ、強く主張するものではなく最終的には会長含めて事務局で御検討いただきたいのですが、検討会答申案の29ページ、「政策実現目的における2つの方向性」第2で「区分所有家屋の適正管理を促進する方向性（建物適正管理促進）」と、建物に限定されているとことが、これでいいのだろうかと思っています。マンションは、建物と敷地と共用施設、こういったものによって構成されており、区分所有の住戸が使われないということは、そちらの所有者が不在になる。そういう意味からすると、管理が適正に行われないというのは、建物だけではなく、敷地や共用施設等、マンション全体に与える影響があるので、建物適正管理促進という、建物だけに限定した書き方というのは、気になった点です。

全体のバランス、税の根拠とのバランスや、わかりやすさ、誤解を生まないということも踏まえて、いま一度そのような視点でも見ていただけたらと思います。私からのコメントは以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、委員お願いいたします。

○委員 2024年、今から2年前にタワーマンションと地域社会の関わりに関する有識者会議が立ち上がり、私と委員が委員になり、報告書ができたことがきっかけでこの検討会が始まったということになっています。有識者会議の報告書では、タワーマンションということでしたが、今回、この検討会で議論した中で、タワーマンションに限定した課税というのは非常に難しいだろうということで、タワマンから区分所有の家屋に、現状や実態を踏まえて修正がなされたということは、当初の有識者会議の見解からの大きな変更であったと認識しています。それについては、その過程でいろ

んな議論がなされたうえでの結果だと思います。

答申案の全体の設計については、今までの議論もきっちりフォローされていると思いますので、基本的には納得しています。

先ほどのお話にあったように、寝屋川市や、まだ表立った動きがない他の都市、自治体なども、結構、関心がある分野になっているように思います。これは同じような問題意識を持っている地域や自治体があるということだと思います。ただ、税を手段として考える場合、その地域、自治体の特性に合わせた税の設計というのが重要であって、この都市での税制をここでも適応すればうまくいく、という感じではないと思っています。そういう意味でも、今回の答申案は神戸市の特性にあった提案ができているというように考えています。これが2点です。

3点目ですが、この概要版を見ていただくと、本日、今までの各委員の議論にはなかったのですが、法定外普通税になっているところです。ここは重要なところで、本税の目的は住宅ストックの利活用促進です。本税の導入によって行動変容が起こり、利活用が促進されるのであれば、税収自体が下がっていくということですよね。税収自体が下がっていくということが、その税制の効果が促進されていると解釈できるとなると、この税収でもって使途、事業を組んでいくことが非常に難しいということ。つまり、税収を当てにした事業を組むことが非常に難しい税制になっているということです。法定外税を組むときは、法定外目的税として使途を限定した事業をつくることがよくあります。本税については、そのような特性があることを踏まえて普通税とするというところが、妥当だと思います。そういう意味では、なぜ普通税なのかというところが、大きな論点かと思っています。

また、施行後5年程度を目途にという見直しの話については、私もこの変化が激しい社会経済情勢を踏まえると、見直しのプロセスは非常に重要だと思っています。細かくは書かれていませんが、仮にこの税を適応する場合、どういう形で見直しの体制を取っていくのかというところについても合わせて考えていかないといけないと思い

ます。その場合は、何をもって政策効果を測るのか、どういう体制で見直しをするのかということ、解像度を高く体制づくりをしていくことが、今後、この税制を適応する場合は必要になると思っています。私からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

委員の皆様から御意見、御感想を頂戴しましたが、他に何かあれば、遠慮なしにおっしゃっていただければと思いますが。よろしゅうございますか。

各委員からは本当に有益なコメントを頂戴しました。さきほど頂いた御意見等は、答申案に対する大きな異論、異議は基本的になく、むしろこういう点を留意すれば、このようないい方向に向かうという、そういうような御提言、御意見と、私は理解させていただいています。先ほど答申案をお示ししましたが、これを答申にするため、この「案」をどのように取るかということですが、委員の皆様にも再度集まっていたいて議論するというのは、あまり意味がないことなので、今、委員から頂戴しました御意見等については、会長預かりとさせていただいて、それを踏まえて、必要な修正があれば修正をさせていただくということにさせていただければと思っています。つきましては、会長預かりのうえで答申としてまとめる、ということを御承知いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○会長 ありがとうございます。

オンラインの先生方もよろしいでしょうか。では、今日、いただいた御意見等については、必要な修正を行ったうえで、答申として取りまとめ、神戸市に提出したいと思っています。よろしくお願いします。

本日の会議は、答申案をお示しして、その案を取っていいかどうかという点についての御了解をいただきたいというのが一番大きな目的だったので、この答申案そのものに関しては、今、申し上げたように、会長預かりの上で、修正等させていただきたいと思っています。その上で、全体を踏まえて何か御質問あるいは御意見、御要望

等があれば、おっしゃっていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。委員。

○委員 今後のスケジュールですが、16ページに次回検討会について、場所未定、日程未定、と書いてありますが、どうなるのでしょうか。

○会長 事務局、どうぞお願いします。

○事務局 はい。ただいまの皆様の御審議の結果、会長預かりとなりましたので、これを持ちまして、本検討会での審議というものは、一旦終了すると考えています。今後につきましては、答申が完成した時点で会長から市長に進呈していただく、諮問の返答をしていただくことになると考えておりますが、日程や場所はまだ何も決まっておきませんので、決まり次第、御連絡差し上げたいと考えております。今回、審議の終了ということになりましたので、委員の皆様には長期間にわたる、多大な御尽力を賜りましたことを、心より御礼申し上げます。

それでは、最後となってしまいますので、会長から委員の皆様へ御挨拶をお願いしてもよろしいでしょうか。急な話で恐縮ではございますが。

○会長 では、私のほうから。ただただ厚く御礼を申し上げるという、その一言に尽きるということになりますが、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

最初に、今回検討した税制というのは、都心における住宅ストックの利活用促進等を中心とした政策課題の遂行に寄与するということを目的とするもので、必ずしも税収確保を目的とするものではありません。その意味で、税制としてはそれほど一般的なものではなく、地域の政策課題の実現と結びついていることを特徴の一つとしているものと考えております。

2つ目の特徴は、神戸市のまちづくりの歴史と課題、あるいは都心機能誘導地区及びそこにおける区分所有家屋を念頭に置いた政策課題といった、神戸市の特徴と現実を踏まえたものとなっていることだと考えます。その政策課題との関係で、多様で正

確なデータを基に、現状を認識し、議論を進めてまいりました。

委員の皆様には、長い間、率直かつ有益な御議論を頂戴いたしまして、心より厚く御礼申し上げます。委員の皆様の豊富な経験と高い見識に支えられて、本日の答申案をやることができたこと、心より厚く御礼申し上げます。また、事務局の皆様には、正確な現状認識を進める上で様々なデータを収集し整理するなど、検討会の議論を下支えしていただきました。このような、地道で粘り強い取組がなければ、十分な実証ができなかったであろうことを考えると、その御尽力に敬服するとともに、厚く御礼申し上げます。この検討会が、委員及び事務局の熱心な御尽力に支えられ、本日を迎えられましたこと、重ねて御礼申し上げます。私個人にとっても、いろいろお教えいただき、新たに気づくことの多い、楽しい場となりました。本当にありがとうございます。

最後に、本答申案における提案や考え方が、今後の神戸市の豊かなまちづくりの一助となることができれば幸いに存じます。

以上、関係の皆様にとただただ厚く御礼申し上げる次第です。ありがとうございました。

○事務局　では、以上をもちまして、第6回居住と税制のあり方に関する検討会を閉会いたします。委員の皆様、長時間御議論、ありがとうございました。

閉会　午後2時55分